

江戸川区も公契約条例制定に動くのか？―都内の公契約条例の現状と課題

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

1. 江戸川区の動き

■ 第3回定例会での質疑

江戸川区の第3定例会は9月17日から10月22日までの日程で開催された、9月23日の本会議では代表質問が行われたが、その代表質問で公明党の竹平智春議員と斉藤 猛区長との間で以下のような質疑が行われた（録画を10月11日検索、会議録は当日現在未公表。下記は伊藤による採録）。

○ 竹平議員―公共調達について質問

コロナ禍でのダンピングなどによる賃金減額など、経済活動への影響が広範囲に拡大している。労働者の賃金を含む適正な労働条件を守る観点から、公共調達に係る区長の所見を伺う。

○ 区長答弁

今、景気後退の場面であることもあり、公契約条例をつくっていききたい。ただし、労働者だけでなく、事業者にとってもメリットのあるものでなければならぬと考えている。公契約条例をつくるのか、他の条例に付加していくのか、これから考えていきたい。

公明党議員だけでなく自民党議員からも質問があったということであるが、まだ（10月22日時点）議事録だけでなく録画も公表されていないので、詳細は確認できない。ただ、区長の答弁は非常に前向きであると考えられるので、今後の行政や議会、労働組合などの動向を注目していきたいと思う。

■ 江戸川区の現状

江戸川区には現在、江戸川区公共調達基本条例がある（平成22年4月1日施行）。しかしこの条例は、地元事業者の活用化を図るための条例であり、賃金はもとより労働条件の適正化などの条文は一切ないもので、公契約条例の要件は備えていない。

施行後10年が経過する今、区長交代もあって、条例改正もしくは新条例策定の動きがでてきたと捉えたいと思う。

2. 公契約条例の要件

そこで改めて、公契約条例の要件を考えておきたいと思う。下表は伊藤が作表したものである（各地で講演する際などではこの表を使ってきた）。

公契約条例に該当する重要な要件

要件	事 例
最低賃金	○条例に、作業報酬下限額、労働報酬下限額、賃金下限額などの規定を置き、その基準となる単価の根拠（地域最低賃金以外）を明示。 *基準の根拠を規則で定める場合もある。
元請け事業者の連帯責任	○「連帯責任」が条例に成文化されているのが最も望ましい。 ○条例に「連帯責任」が明示規定されていない場合でも、受注者（元請者）の責任として「対象労働者」（対象労働者に下請労働者が明確に規定されていることが必要）に対する労働報酬下限額等の支払いが明示されていることが必要。（規則に明示する場合も同様）
労働者の権利保障	○労働者（適用労働者すべて）による「申出」規定 ○申出た労働者に対する不利益取り扱い禁止規定 *条例には規定せず、規則や特約条項等に定める場合もある。
適用範囲（対象事業）	○工事契約 ○委託契約 ○指定管理者との協定 *この3種類の契約・協定が対象となっていること。
適用労働者	○受注者に雇用される者 ○下請者に雇用される者 ○派遣労働者 ○一人親方
第三者機関設置	○最低賃金を審議するための審議会、委員会等の設置 ○審議会等構成に労働者側委員が入る。

現在都内には、特別区に7条例（江戸川区を加えると8条例）、市部に3条例がある。上表の6要件に何点か加えて、江戸川区を含めた11条例を一覧表にした（別表参照）。

あえて論評は加えないが、今後の条例策定や条例改正の参考になれば幸いである。なお、杉並区と多摩市にしかない「継続雇用」は、最も新しい杉並区の条例には以下のように定められている。

<継続雇用、杉並区の条例の例>

継続性のある業務に関する特定公契約に係る特定受注者は、当該業務に従事する者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該特定公契約の締結前から当該業務に従事していた者であって、雇用されることを希望するものを、特別の事情がない限り、雇用するように努めること。

また、予定価格（指定管理者制度にあつては予定する指定管理料）の適正化も、国分寺市と日野市の条例だけである。継続雇用や予定価格の適正算定も今後の大きな課題である。江戸川区や国分寺市の条例に定められている総合評価（入札における総合評価方式）も、基本条例のような形式を考えるとしたら重要な項目である。

<参考>

都内自治体の公契約条例の構成要件（別紙）